(二)　(一)の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとした。(第二六条第三項関係)

(三)　指定養殖業以外の養殖業であって政令で定めるものを営もうとする者は、養殖場ごとに、名称又は氏名及び住所等を農林水産大臣に届け出なければならないこととした。(第二八条第一項関係)

(四)　(三)の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業について定めるものとした。(第二八条第四項関係)

12　協議会

内水面における共同漁業の免許を受けた者は、都道府県知事に対し、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会を設置するよう申し出ることができることとした。(第三五条関係)

13　施行期日等

(一)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第二二八号）(消費者庁)

1　消費生活情報課を消費者教育・地方協力課に、地方協力課を消費者調査課に名称変更することとした。

2　総務課、消費者政策課、消費者制度課、消費生活情報課及び地方協力課の所掌事務を変更することとした。

3　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日を定める政令（政令第二二九号）(内閣官房)

1　国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日を平成二六年六月二九日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）(総務省)

1　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号）の一部の施行に伴い、地方職員共済組合等の運営審議会の委員等の任命の特例に係る規定を削除することとした。(附則第一一条の二関係)

2　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三一号）(国土交通省)

建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年七月一日とすることとした。

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第二三二号）(国土交通省)

1　階段に係る規制の合理化

第二三条第一項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しないこととした。(第二三条第四項関係)

2　防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二〇〇平方メートル以下の階又は床面積二〇〇平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法第二条第九号ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備等で自動式のものを設けたものをいう。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造としなくてもよいこととした。(第一一二条第二項及び第一一四条第二項関係)

3　圧縮ガス等を貯蔵等する建築物に係る用途規制の合理化

第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内において、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充塡するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により圧縮ガス及び液化ガスを貯蔵し、又は処理する建築物を建築することができることとした。(第一三〇条の九第一項関係)

4　エレベーターに係る容積率制限の合理化

建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機としてエレベーターを定めることとした。(第一三五条の一六関係)

5　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める政令（政令第二三三号）(国土交通省)

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二六年法律第二四号）の施行期日は、平成二六年七月一七日とすることとした。

◇株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三四号）(国土交通省)

1　関係政令の整備

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二六年法律第二四号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を追加することとした。(第一条～第七条関係)

(一)　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四

(二)　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

(三)　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項

(四)　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号及び第四三条第六項第五号

(五)　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成一三年政令第九号）

本則

(六)　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

(七)　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二六年七月一七日）から施行することとした。

◇株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（政令第二三五号）(国土交通省)

1　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすることとした。(本則関係)

2　施行期日

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二六年法律第二四号）の施行の日（平成二六年七月一七日）から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三六号）(国土交通省)

港湾法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三三号）の施行期日は、平成二六年七月一日とすることとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二三七号）(国土交通省)

1　港湾法第五五条の七第二項第二号の政令で定める保管施設の用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管であって、流通加工を伴うものとするとともに、同号の政令で定める道路その他の港湾施設は、当該保管施設の機能を確保するための道路等とすることとした。(第四条の二関係)